

第二期柏市子ども・子育て支援事業計画 (3～5章・素案)

すべての子どもの幸せを
ともに 守り育てるまち かしわ

第 3 章 柏市における子ども・子育て支援 の方向性

- 1 基本理念 ●
- 2 施策展開の方向 ●
- 3 施策体系 ●

1 基本理念

本計画の基本理念を次のとおりとします。

すべての子どもの幸せを ともに 守り育てるまち かしわ

基本理念の設定に当たって

人が自己肯定感を持って自分の人生を生きる時、その人の人生は輝いています。それは、大人も子どもも同じです。

親が自己肯定感を持って子どもと向き合うことは、親子によりよい絆を築くことでしょう。

子どもが健やかに育ち、親が親として成長することができるよう、社会の構成員みんながともに親も子どもも守り育てていくことが、未来のすべての人の人生を輝かせることにつながるはずです。

■ ■ 柏市子ども・子育て支援事業計画と柏市子ども・子育て会議 ■ ■

「子ども・子育て支援事業計画」は、柏市の子どもと子育て家庭の実情を踏まえて策定する必要があるため、認定こども園・保育園・幼稚園・こどもルームの保護者や家庭で乳幼児を育てる親、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の関係事業者等を中心とした子どもと子育てに関わる当事者で構成する「柏市子ども・子育て会議<●ページ参照>」において意見を聴きながら作成しています。

この基本理念は、柏市子ども・子育て会議における議論を基に定めたものです。第一期計画の基本理念「子どもの育ち」と「子育て」を優しく見守り、支え合うまちかしわ」の考え方を引継ぎながら、「親子に寄り添い、ともに子どもを守り育てる」との意味を込め、より発展的な表現とすることで、健やかな子どもを育てるまちの決意を表しました。

また、子ども・子育て会議において、「子ども」への支援を考えるときには、親も含め子どもを取り巻く様々な関わりのある人たちへの視点を含むこと、「子どもの幸せ」が「親や家族の幸せ」につながること、「幸せ」は今だけでなく「未来の幸せ」も含むこと、「ともに」は子育て支援者だけでなく近隣や地域社会の寄り添った支援を含むことを確認しました。次ページの<基本理念の考え方>に会議での意見をまとめています。

すべての子どもの幸せを
ともに
守り育てるまち
かしわ

全ての子どもは、人として尊ばれ、健やかに成長できるように、それぞれの状況に応じた適切な環境の中で適切な支援を受け、育てられる必要があります。多様なニーズを持つ子どもや親子も全て漏らさず支援したいとの意見が多く出されました。

「子どもの最善の利益」は社会全体の願いです。「『子どもの幸せとは何なのか』が基本」「柏のいかなる子どもたちも計画は見逃してはならない」といった意見に共感が集まりました。また「子どもの幸せ」は、「親や家族の幸せ」につながることで、子どもの今の幸せだけでなく「未来も続く幸せ」を大人が保障すべきことを確認しました。

「保護者への寄り添い」「支援者のつながり」は保護者や支援者自身を力づけるとともに、まちや社会全体の力づけとなります。会議では「支援者の声掛けに力づけられた」「連携が大事」とたびたび発言されました。また、支援者だけでなく地域社会の全ての構成員が各々の役割を果たすことも大切です。

まちには子どもの権利を守り、命を守るという使命が課されています。「子どもだけでなく、子育てをする保護者への視点も忘れないで」「孤立させず、みんなで子どもを育てよう」との声が、子育て当事者・支援者双方からあがりました。

上記の精神を込めて、柏の子ども・子育て支援のまちづくりの基本理念とします。このようなまちづくりを進めるためには、市だけでなく、まち全体で取り組むことが大切です。

2 施策展開の方向

子ども・子育て支援の推進に当たり、基本理念に沿った施策の実践が求められますが、施策の基本的な枠組みとして、次の3つの「施策展開の方向」を設定します。

施策展開の方向 1

親子が社会へつながる一歩を踏み出せる環境をつくる

子育て家庭が社会へ踏み出すために、地域や支援につながれる情報提供や相談体制を整えます。また、親子のまちへのデビューの場や保護者自身が親として育つ場を、地域とともに提供していきます。

施策展開の方向 2

子ども一人ひとりを、多くの目と手で育てる支援体制や地域環境をつくる

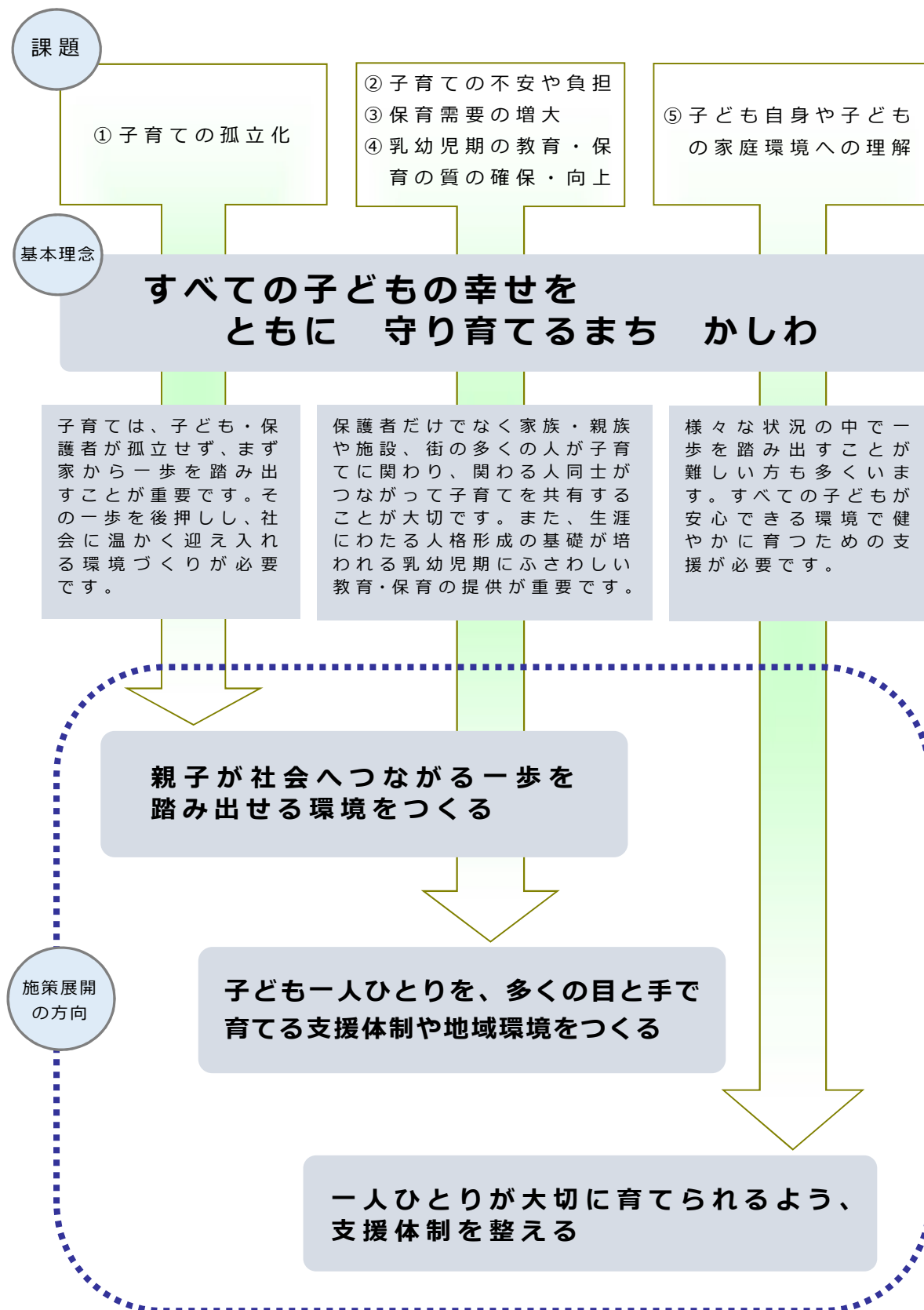
子どもを中心に、子育てに多くの人が関わることで親の不安や負担を軽減するとともに、乳幼児期の子どもの誰もが質の高い教育・保育を受けられるよう、体制を整えます。

施策展開の方向 3

一人ひとりが大切に育てられるよう、支援体制を整える

配慮を要する子ども・子育て家庭が安定した生活を送れるよう、それぞれの状況や置かれている環境の理解を深め、きめ細かい支援を行います。

設定に当たっては、5つの課題を踏まえるとともに、基本理念の考え方を取り入れたものとなりました。



3 施策体系

基本理念

すべての子どもの幸せを
ともに 守り育てるまち かしわ

施策展開の方向 1

親子が社会へつながる一歩を踏み出せる
環境をつくる

施策 1-(1) 子育て・親育ちの環境づくり

施策 1-(2) 情報提供・相談体制の充実

施策展開の方向 2

子ども一人ひとりを、多くの目と手で育てる
支援体制や地域環境をつくる

施策 2-(1) 子育て支援ネットワーク活動の支援

施策 2-(2) 教育・保育の計画的整備・提供

施策 2-(3) 教育・保育の質の確保・向上

施策 2-(4) 子育て家庭の負担へのサポート

施策 2-(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

施策展開の方向 3

一人ひとりが大切に育てられるよう、
支援体制を整える

施策 3-(1) 児童虐待の防止

施策 3-(2) 障害のある子どもへの支援

施策 3-(3) ひとり親家庭の自立支援

施策 3-(4) さまざまな環境にある子どもへの
支援

第4章 施策の内容

施策の内容の見方	●
「主な事業の年次計画」について	●
施策 1-(1) 子育て・親育ちの環境づくり	●
施策 1-(2) 情報提供・相談体制の充実	...	●
施策 2-(1) 子育て支援ネットワーク活動の支援	...	●
施策 2-(2) 教育・保育の計画的整備・提供	●
施策 2-(3) 教育・保育の質の確保・向上	●
施策 2-(4) 子育て家庭の負担へのサポート	●
施策 2-(5) ワーク・ライフ・バランスの推進	●
施策 3-(1) 児童虐待の防止	●
施策 3-(2) 障害のある子どもへの支援	●
施策 3-(3) ひとり親家庭の自立支援	●
施策 3-(4) さまざまな環境にある子どもへの支援	..	●

■ 施策の内容の見方

- 後日、施策の内容の見方を挿入します。

■ 「主な事業の年次計画」について

- ◆ 「主な事業の年次計画」は、「実現に向けて取り組むこと」に沿った事業のうち主なものについて、その事業量や実施スケジュール等を年次ごとに示したものです。
- ◆ 掲載事業のうち、事業名の横に **教育・保育** 又は **地域子ども・子育て支援事業** とあるものについては、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、「量の見込み」及び「確保方策」を記載しています。（「量の見込み」及び「確保方策」等の詳細は10ページ参照）
- ◆ 上記の「量の見込み」及び「確保方策」は、教育・保育提供区域ごとに記載しています。なお、柏市における教育・保育提供区域は、「北部」「中央」「南部・東部」の3区域に分けることとしました。（教育・保育提供区域の詳細は11ページ参照）
- ◆ 教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、実態に応じた設定が可能となっています。柏市では、市全域を1区域として「量の見込み」及び「確保方策」を設定するほうが適切な事業については、市全域を教育・保育提供区域としました。

事業名等		区域
教育・保育		3区域
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業（延長保育事業）	市全域
	放課後児童健全育成事業（こどもルーム）	市全域
	子育て短期支援事業（ショートステイ）*1	市全域
	地域子育て支援拠点事業*2	3区域
	病児保育事業	市全域
	一時預かり事業*3	市全域
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業*4）	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業*5	市全域
	妊婦健診	市全域
	養育支援訪問事業*6	市全域
利用者支援事業（子育て支援アドバイザー、保育アシストコール・アシストデスク、妊娠子育て相談センター）*7	市全域	

- *1 子育て短期支援事業(ショートステイ):保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設その他の施設に入所させ、必要な保護を行う事業
- *2 地域子育て支援拠点事業:乳幼児の親子を対象に、交流や育児相談・情報提供・育児講座を実施する事業。柏市内では、認定こども園・保育園に併設する地域子育て支援センターや児童センター内で実施するもの、単独型のひろば「はぐはぐひろば」がある。
- *3 一時預かり事業:家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
- *4 ファミリー・サポート・センター事業:児童を一時的に預かり、必要な保護を行ったり、児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援したりといった援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との連絡及び調整などの支援を行う事業
- *5 乳児家庭全戸訪問事業:原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行う事業
- *6 養育支援訪問事業:養育を支援することが特に必要であると判断した家庭に対し、適切な養育が行われるよう、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業
- *7 利用者支援事業:子どもと保護者、妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集・提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行い、支援する事業

「量の見込み」及び「確保方策」

- ◆ 子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項には、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項として、教育・保育提供区域（次ページ参照）ごとの、計画期間の各年度における教育・保育※1 及び地域子ども・子育て支援事業※2 の「量の見込み」（＝ 利用見込み数 ＝ “需要”）と「確保方策」（＝ 「量の見込み」に見合う定員等（＝ “供給”）を確保するための方法）が挙げられています。

※1 教育・保育

教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）及び地域型保育事業*8（家庭的保育事業*9、小規模保育事業*10、居宅訪問型保育事業*11、事業所内保育事業*12）のこと

※2 地域子ども・子育て支援事業

次の 13 の事業のこと

- ①時間外保育事業（延長保育事業）
- ②放課後児童健全育成事業（こどもルーム）
- ③子育て短期支援事業 [前掲*1 <9 ページ>]
- ④地域子育て支援拠点事業 [前掲*2 <9 ページ>]
- ⑤病児保育事業
- ⑥一時預かり事業 [前掲*3 <9 ページ>]
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業 [前掲*4 <9 ページ>]
- ⑧乳児家庭全戸訪問事業 [前掲*5 <9 ページ>]
- ⑨妊婦健診
- ⑩養育支援訪問事業 [前掲*6 <9 ページ>]
- ⑪利用者支援事業 [前掲*7 <9 ページ>]
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体の参入促進事業

- ◆ なお、教育・保育については、次の支給認定区分ごとに「量の見込み」と「確保方策」を記載することとなっています。

支給認定区分	対象者	対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	認定こども園 幼稚園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	認定こども園 保育園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	認定こども園 保育園 地域型保育事業

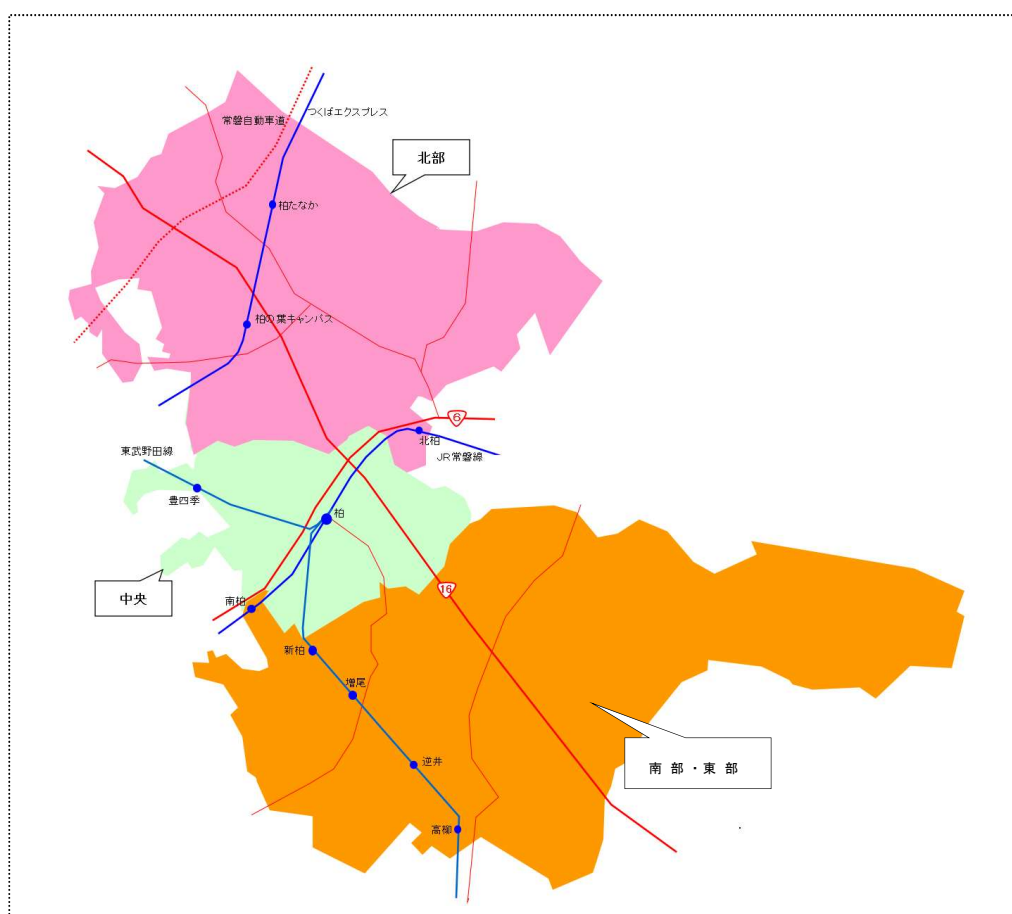
- ◆ 「量の見込み」の算定に当たっての考え方は、12ページのとおりです。

- *8 地域型保育事業：家庭的保育事業*9、小規模保育事業*10、居宅訪問型保育事業*11 及び事業所内保育事業*12 のこと。原則として満3歳未満の子どもを、少人数の単位で預かる事業である。
- *9 家庭的保育事業：保育者の居宅等において保育を行う事業（利用定員：5人以下）
- *10 小規模保育事業：原則として、利用定員が6人以上19人以下の施設において保育を行う事業。保育者の保育士資格の有無等によって、A型・B型・C型の類型に分けられる。
- *11 居宅訪問型保育事業：子どもの居宅において保育を行う事業
- *12 事業所内保育事業：企業等の事業所の保育施設などにおいて保育を行う事業

教育・保育提供区域

- ◆ 教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号では「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。
- ◆ 第二期計画における柏市の教育・保育提供区域は、第一期計画と同様に「北部」「中央」「南部・東部」の3区域としました。この3区域は、第一期計画の区域を引き継ぐと同時に、上位計画である柏市第五次総合計画（計画期間平成28～令和7年度）で用いられている4区域を基本としており、保育所等の利用に当たり、柔軟な対応が可能となる区域数であることから、採用したものです。
- ◆ 「北部」「中央」「南部・東部」の3区域は、20のコミュニティエリアが基になっています。

各区域内のコミュニティエリア	
北部	田中、西原、富勢、松葉、高田・松ヶ崎
中央	豊四季台、新富、旭町、柏中央、新田原、富里、永楽台
南部・東部	増尾、南部、藤心、光ヶ丘、酒井根、手賀、風早北部、風早南部



「量の見込み」の算定に当たっての考え方

- ◆ 「量の見込み」の算定に当たっては、国が示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）』による算定方法等をベースに、必要に応じて柏市独自の補正を行いました。なお、算定に当たり、児童数の推計とニーズ調査を行いました。（ニーズ調査の概要は●ページ参照※後日挿入）
- ◆ 国が示した算定方法の概要と柏市が行った算出・補正の内容は、下記のとおりです。なお、事業によって対象となる家庭類型が異なることから、算定に当たり必要となる推計児童数を家庭類型により次のように区分した上で、算定方法を示します。

区分	対象となる家庭類型
推計児童数（共働き等）	ひとり親家庭や、両親ともフルタイムで就労する家庭など
推計児童数（専業主婦等）	専業主婦(夫)家庭や、就労時間の短いパートタイムで就労する家庭など
推計児童数（全家庭）	全ての家庭

<教育・保育>

■ 2号（3～5歳児）認定・3号（0歳児、1・2歳児）認定

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（共働き等）×認可保育園等を第1希望とする割合

[柏市の算出の方法]

- ①令和2年度の保育の量の見込みを上記算出方法にて算出しました。なお、0歳児については、育児休業の取得状況を考慮しました。
- ②待機児童解消の取組を強化推進するために国が策定した「子育て安心プラン（平成29年6月）」は、令和4年度までに女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとしています。柏市でも子育て安心プラン実施計画を作成しているため、令和4年度を保育需要のピークと見込みました。また、国が女性就業率80%時の1・2歳児の保育利用率を約60%と見込んでいることを鑑み、柏市の保育利用率は全国平均よりも低い傾向にあることから、ピーク時の保育利用率を45.3%程度と設定して保育需要を算出しました。
- ③令和5・6年度は、ピークである令和4年度の保育利用率がそのまま維持されるものとして、推計児童数の推移に合わせて見込み量を算出しました。
- ④歳児別の量の見込みは、過去5年間の平均構成比を基に算出しました。

■ 1号認定（3～5歳児）

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（専業主婦等）×幼稚園・認定こども園の1号利用を第1希望とする割合

[柏市の算出の方法]

令和2年度の保育の量の見込みを上記算出方法にて算出しました。令和3～6年度は、2号認定の量の見込みを基本としてその増減分を1号認定に反映して算出しました。

<地域子ども・子育て支援事業>

■ 時間外保育事業

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（共働き等）×認可保育園等を第1希望とする割合
×利用希望者の割合

[柏市の算出の方法]

補正なし

■ 放課後児童健全育成事業（こどもルーム）

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（共働き等）×利用希望者の割合

[柏市の算出の方法]

ニーズ調査で算出した利用希望者のうち、令和元年度の実入所児童数と待機児童数（利用申込に至った児童数）の割合を算出し、ニーズ調査で算出した利用希望者を基に上記割合と予想増加率を考慮して算出しました。

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ）[前掲*1<9ページ>]（宿泊を伴うもの）

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（全家庭）×利用が必要な割合×利用が必要な日数の平均

[柏市の算出の方法]

ニーズ調査における回答の中に、親族に子どもをみてもらえるとされるものがあること及び平成30年度利用者の利用日数の実績を考慮しました。

■ 地域子育て支援拠点事業[前掲*2<9ページ>]

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（全家庭）×利用希望者の割合×利用を希望する日数の平均

[柏市の算出の方法]

国の算出基準によらず算出。利用者の実績を基に、ニーズ調査において保育園等に入園していない0～2歳児のうち、拠点等を利用していない人で利用していない理由に「自宅の近くにない」を挙げた人（18.7%）を加え、児童人口の伸び率や事業特性・地域特性を勘案して算出しました。

■ 病児保育事業

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（共働き等）×利用が必要な割合×利用が必要な日数の平均

[柏市の算出の方法]

利用が必要な割合を算出するに当たり、ニーズ調査における「両親のどちらかが休んだ、かつ、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」という回答を除きました。

■ 一時預かり事業（幼稚園型）[前掲*3<9ページ>]

[国が示した算定方法の概要]

1号認定該当者×利用希望者の割合×利用を希望する日数の平均

[柏市の算出の方法]

補正なし

- 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、ファミリー・サポート・センター事業 [前掲*4 <9 ページ>]（就学前児童対象）、子育て短期支援事業 [前掲*1 <9 ページ>]（宿泊を伴わないもの）

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（全児童）×利用希望者の割合×利用を希望する日数の平均

[補正の内容]

0～2歳について、ニーズ調査における回答の中に親族や知人等に子どもをみてもらえると思われるもの、平日の定期的な施設利用の有無や希望、週5日以上などの利用希望等があることを考慮しました。3～5歳について、「事業を利用した」との回答の利用日数を算出・加算しました。

- ファミリー・サポート・センター事業（就学後児童対象）

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（全児童）×利用希望者の割合×利用を希望する日数の平均

[補正の内容]

就学後児童全体に対するニーズ調査は実施していないため、就学後児童の平成30年度利用実績を基に、過去4年間の実績の伸び率を勘案して、量の見込みを算出しました。

- 乳児家庭全戸訪問事業 [前掲*5 <9 ページ>]

[算定に当たっての考え方]（国から算定方法は示されていません）

実績値から推計しました。

- 妊婦健診

[算定に当たっての考え方]（国から算定方法は示されていません）

実績値から推計しました。

- 養育支援訪問事業 [前掲*6 <9 ページ>]

[算定に当たっての考え方]（国から算定方法は示されていません）

実績値から、増加傾向の伸び率に配慮して推計しました。

- 利用者支援事業 [前掲*7 <9 ページ>]

[算定に当たっての考え方]（国から算定方法は示されていません）

特定型・基本型・母子保健型といった各実施類型の特性を考慮して設定しました。

施策 1 - (1) 子育て・親育ちの環境づくり

■ 施策が目指す姿

子ども同士が育ち合い、保護者も共に支え合う仲間を作ったり学び合ったりできる場、また時には親子でほっとひと息つける場を充実させます。また、まちへ踏み出す親子を温かく迎え入れる環境づくりを進めます。

■ 実現に向けて取り組むこと

① 親子で交流できる場の充実

地域子育て支援拠点事業〔前掲*2<9ペ-シ>〕などの親子の居場所がまちへのデビューの場としてふさわしい場となるよう、事業者対象の研修や情報提供などにより事業内容の質の充実を図ります。また、地域バランスに配慮した整備を行います。

③ 子育てを支援する活動の支援

市民活動団体や事業者が地域で行う各種の子育て関連イベントや講座、子育てサークル活動など、様々な形で行われる子育て支援活動への情報提供や広報活動などの支援を行います。

② 子育てに対する意識啓発

子どもの育ちや子育てに対する支援の必要性等について、様々な機会を通じて啓発をしていきます。

■■ 取り組みのポイント ■■

- ◆ 乳幼児とまちに出るには親子の身支度や準備など、大変なエネルギーが必要です。初めての慣れない子育てでは、ぐずったらどうしようなどという心配も大きいはず。そんなまちデビューを温かく迎え入れる場として、地域子育て支援拠点や地域での子育てサロンや子育てサークルなどの活動が機能します。
- ◆ まちへデビューした保護者が自信を持って子育てに取り組むためには、相談しやすい、親同士がつながりやすい、子育てを学び合える「場」であることが重要です。また、迎え入れる「場」が地域とつながっていることも大切です。親子が多様な人と関わり、多くの人に支えられていると感じたり、多様な世代の考え方に触れて子育ての視野が広がったりして安心感や自信を持つことができます。子どもにとっても、親以外の大人や他の子どもとの関わりの中で育つことは健やかな成長につながるはずです。

- ◆ 地域子育て支援拠点事業や子育てサロン、母と子のつどい、園庭開放、幼稚園の未就園児教室、保護者同士の育児サークルなどが、幼稚園・保育園、地域団体、民生委員・児童委員、柏市民健康づくり推進員、各種民間団体などにより地域の中で実施されています。これらの活動は、貴重な地域資源であり、より多くの親子に有効活用されるよう、相互の有機的なつながりをつくっていくことが必要です。また、これら以外の不定期に行われるようなイベントなども、子育てのつながりをつくったり、情報を得たりする有効な機会です。

■ 主な事業の年次計画

[地域子育て支援拠点事業]

地域子ども・子育て支援事業

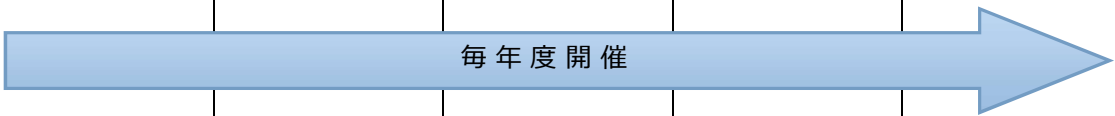
【北部】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	42,666 人回/年	43,224 人回/年	43,964 人回/年	44,335 人回/年	44,768 人回/年
確保方策	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所

【中央】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	45,287 人回/年	45,033 人回/年	44,741 人回/年	44,481 人回/年	44,464 人回/年
確保方策	6 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所

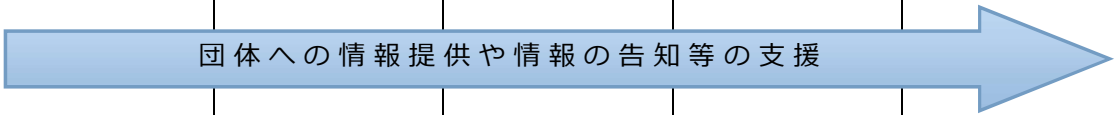
【南部】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	41,382 人回/年	41,279 人回/年	40,560 人回/年	40,018 人回/年	39,277 人回/年
確保方策	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所

【市全域】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	129,335 人回/年	129,535 人回/年	128,994 人回/年	128,833 人回/年	128,509 人回/年
確保方策	22 か所	23 か所	23 か所	23 か所	23 か所

[地域子育て支援拠点職員対象の合同研修会]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
				

[市民活動団体への支援]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
				

施策 1 - (2) 情報提供・相談体制の充実

■ 施策が目指す姿

子育てに関する情報が、子育て家庭や子どもに関わりや関心のある方など広く市民に伝わる情報提供体制をつくります。また、子育てについて相談しやすい体制を充実させます。

■ 実現に向けて取り組むこと

① 情報提供体制の充実

子育て家庭や子育てを支援している人、子どもに関わる事業者などに子育てに関する情報が確実に届くよう、様々な媒体で情報提供を行います。また、子育て支援に関する情報公開を進め、多くの市民が施策に参画しやすい体制づくりを行います。

② 利用者支援事業の充実

母子保健事業、地域の子育て支援事業、教育・保育などを妊娠期から切れ目なく円滑に利用できるよう、母子保健型・基本型・特定型の各利用者支援事業[前掲*7 <9 ページ>]を、それぞれの特性を生かし、互いに連携しながら身近な場所で行います。

③ 相談体制の充実

妊娠・出産期からの積極的な周知や、相談のきっかけをつかみやすい工夫により各種相談窓口を利用しやすくします。また、専門機関の間の連携の強化を行います。

■■ 取り組みのポイント ■■

- ◆ 親子が集まる場や子育てを学べる場を知ること、親子が街へ一歩踏み出し、地域や支援につながりやすくなります。情報が必要な方が適時に情報を受け取り子育てに役立てるには、情報が目に付くところにある、詳しく調べられる、人から勧められるなど、同じ情報でも多様な方法で手に入ることも重要です。紙媒体のほかインターネットやSNS、子育て支援者への情報提供など、様々な方法・媒体を活用します。
- ◆ 相談窓口を利用することに敷居が高いと感じる方も少なくありません。健診・訪問の機会や交流拠点へ遊びに来た時をとらえて相談や支援につなげる工夫も大切です。
- ◆ 利用者支援事業は施設・事業の利用の案内、相談、情報提供、助言を含む「総合的な利用者支援」と、地域の関係者との連携や不足している社会資源の開発などの「地域連携」を行います。

■ 主な事業の年次計画

[情報提供事業]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
				

[利用者支援事業]

地域子ども・子育て支援事業

○特定型(保育アシストデスク・アシストコール)・基本型(子育て支援アドバイザー)

【市全域※】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	3か所	3か所	4か所	5か所	5か所
確保方策	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所
	基本型	2か所	2か所	3か所	4か所

○母子保健型(妊娠子育て相談センター)

【市全域】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

[乳児家庭全戸訪問事業 [前掲*5<9>ページ]]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	3,108人	3,103人	3,096人	3,080人	3,072人
確保方策	[実施体制] 家庭訪問(保健師・助産師・看護師等) [実施機関] 柏市保健所地域保健課				

[妊婦健診]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	38,837件/年	38,778件/年	38,683件/年	38,493件/年	38,386件/年
確保方策	[実施場所・実施体制] 医療機関等 [検査項目] 柏市が定める妊婦一般健康診査の公費負担検査項目 [実施時期] 受診票の交付を受けた日から出産の日まで				

施策 2 - (1) 子育て支援ネットワーク活動の支援

■ 施策が目指す姿

地域の子育てについて話したり、一緒に活動したり、互いに支援したりできるような支援団体（支援者）のネットワークが、柏市における子ども・子育て支援全体を支えます。

■ 実現に向けて取り組むこと

① 支援団体（支援者）のネットワーク活動支援

子育てに関する情報の共有をはじめ、地域における子ども・子育て支援の横の連携が図られるよう、フォーラムの開催などを通じて子育てを支援する団体等のネットワーク活動を支援します。

② 支援団体（支援者）の育成

子育て支援者や支援したいと考えている方への情報提供や各種研修等を行います。また、子育て中の当事者自身が支援者となるきっかけづくりなどを行います。

■■ 取り組みのポイント ■■

- ◆ 支援団体（支援者）は、大切な地域資源であり、必要不可欠な“子育てインフラ”とでもいうべき存在です。この“子育てインフラ”の横の連携が強まることは、地域の子ども・子育て支援の基盤を強化し、支援の網の目を細かくすることにつながります。
- ◆ 第一期計画は、市民活動団体のネットワーク構築に取り組み、市民活動者同士のつながりのきっかけや支援者として活動を始める人が増え、新たな活動が生まれました。各支援者はさらに「こんなつながりもあるといい」と次のネットワークを模索しています。本計画では、各支援者のそうした意見を丁寧に聴きながら、ネットワーク活動が行える土台・場づくりを行います。
- ◆ 市民活動団体、教育・保育の関係者や医療・福祉関係者、行政などそれぞれのカテゴリには既存のネットワークもあります。「ネットワーク」は必ずしも一つである必要はなく、各ネットワークの部分部分が重なることで、全体にゆるやかなネットワークが形作られ、子ども・子育て支援の基盤の強化が期待できます。市民が関わるネットワークが継続するには、さまざまな関わり方や出入りができるゆるやかさも大切です。
- ◆ 子育て支援のネットワークは当事者である子育て中の方が加わることで活性化します。当事者が参加しやすいことも大事な視点です。

[支援団体(支援者)のネットワーク活動支援・フォーラムの開催]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
関係者との 意見交換	ネットワーク会議の開催			
実行委員会との協働による子育て応援フォーラムの開催				

[支援団体(者)の育成]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
情報誌作成等を通じたネットワーク事業				
子育て支援団体(支援者)への情報提供				

施策 2 - (2) 教育・保育の計画的整備・提供

■ 施策が目指す姿

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。乳幼児期の子どもの誰もが教育・保育を受けられるよう、教育・保育施設や地域型保育事業[前掲*8 <10 ページ>]を計画的に整備し、幼児教育・保育の無償化を実施します。また、こどもルームについては、小学生の安全・安心な放課後の居場所として保育室の整備を進めます。

■ 実現に向けて取り組むこと

① 教育・保育施設及び地域型保育事業の計画的な整備等

満3歳未満の子どもが多数を占める入園保留者を減らしながら、満3歳以降の継続的かつ安定的な教育・保育環境を確保するため、教育・保育施設の計画的な整備を進めます。

② 認定こども園の普及

多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に加え、幼稚園型認定こども園への移行についても進めていきます。

③ 放課後児童（主に小学生）の居場所の確保

増加する保育需要に対応するため、学校の敷地や余裕教室を活用してこどもルームの整備を進めていきます。また、こどもルームを始めとした放課後児童を対象とする各事業との連携により、小学校区ごとの状況に合わせた柔軟な対応を行い、児童の居場所の確保に努めます。

■■ 取り組みのポイント ■■

- ◆ 共働きの増加割合が加速し、保育需要も依然として増加しています。保育環境の整備は、こどもルームの定員確保も含め、仕事と子育ての両立のための基盤整備として、安定的な提供体制の確保が必要です。
- ◆ 保育の必要定員数の確保は、教育・保育施設の整備を中心に行うこととし、特に私立認可保育園の整備のほか、既存幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に加え、幼稚園型認定こども園への移行についても併せて進めていくこととします。
- ◆ 地域型保育事業については、教育・保育施設を補完するものとして、まずは保育士資格、施設基準等の一定の「保育の質」の確保が可能な小規模保育事業[前掲*10 <10 ページ>] A型の整備を優先して行います。次に、お子さんの障害等で集団保育が著しく困難な場合や、保護者が夜間に勤務する場合に対応するため、居宅訪問型保育事業[前掲*11 <10 ページ>]の整備を行います。最後に、迅速な施設整備が期待できることなどを考慮し、事業所内保育事業[前掲*12 <10 ページ>]の整備を行います。

- ◆ 教育と保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労状況が変わった場合でも継続して利用できるという特徴があり、待機児童を減らす効果も期待できます。柏市においては、幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園への移行を希望する幼稚園について、施設の状況や利用者の意向等を踏まえながら、移行に当たり、必要となる施設運営面での要件等について十分な情報提供を行うとともに、施設整備が必要となる場合には、国の補助金等を活用して支援します。
- ◆ 認定こども園の普及に当たり、既存幼稚園から幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園への移行により需要を超える供給を行う可能性がある場合は、次のとおり取り扱うこととします。
 - ・計画期間内の各年度において、2号認定または3号認定の利用定員の総数が量の見込みに既に達しているか、あるいは既存幼稚園から幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園への新たな移行によってこれを超えることになると認める場合、将来的な保育需要の見込みを踏まえて判断することとします。
 - ・なお、計画期間内の同一年度において、一部の教育・保育提供区域では2号認定及び3号認定の利用定員の総数が量の見込みに達している（供給量が需要量を上回っている）が、残りの教育・保育提供区域では量の見込みに達していない（供給量が需要量に達していない）場合には、量の見込みに達していない教育・保育提供区域での既存幼稚園から幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園への移行が優先されます。
 - ・また、各施設の2号認定または3号認定の利用定員は、保育需要等の実情を踏まえて、申請事業者と市との間で協議の上設定します。
- ◆ 希望する保育園に入るために、育児休業後の復帰時期を早めたりする傾向があります。産後・育児休業後に教育・保育施設や地域型保育事業を円滑に利用できるようにするため、次の取り組みを行います。
 - ・施設や事業を計画的に整備し、保育の量的拡大を図ります。
 - ・利用者支援事業【前掲*7<9ペ-ジ>】（〔18ページ〕施策1-(2)の②参照）の窓口で、それぞれの希望に合った情報を分かりやすく提供します。
 - ・施策1-(2)の①により、教育・保育施設の情報など、子育てに必要な情報を妊娠中などに前もって受け取ることができる環境を整えます。
- ◆ 施策3-(1)、-(2)、-(3)、-(4)を踏まえ、要保護児童等、障害児、ひとり親家庭や外国につながる子どもなどさまざまな環境にある子どもが、必要な際に教育・保育施設等を利用できる体制整備に取り組みます。
- ◆ 幼児教育・保育の無償化にあたり、その保育料等の給付にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮しながら、公正で適正な給付方法を実施していきます。
- ◆ 学童保育の需要も増加が見込まれることから、学校ごとの児童数の将来見込みや入所率の推移を見ながら、計画的に必要な子どもルームの整備を進めていきます。
- ◆ こどもルームの保育室の整備は、学校敷地内の単独施設や余裕教室の活用を基本とします。学校内での保育室の整備が困難で、入所児童数の将来見込みが保育定員の上限を大幅に超過するおそれがある小学校区については、学校敷地外への保育室の整備や、民間学童保育の誘致等を含めた対策を検討します。

■ 主な事業の年次計画

[教育・保育]

教育・保育

○1号

【北部】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		1,817人	1,685人	1,557人	1,554人	1,557人
確保 方策	特定教育・保育施設※	507人	507人	507人	507人	507人
	確認を受けない幼稚園	1,727人	1,727人	1,727人	1,727人	1,727人
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	2,234人	2,234人	2,234人	2,234人	2,234人

【中央】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		1,099人	988人	881人	879人	882人
確保 方策	特定教育・保育施設※	409人	409人	537人	537人	537人
	確認を受けない幼稚園	1,002人	1,002人	702人	702人	702人
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	1,411人	1,411人	1,239人	1,239人	1,239人

【南部・東部】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		1,633人	1,559人	1,487人	1,486人	1,487人
確保 方策	特定教育・保育施設※	521人	521人	521人	521人	521人
	確認を受けない幼稚園	2,126人	2,126人	2,126人	2,126人	2,126人
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	2,647人	2,647人	2,647人	2,647人	2,647人

【市全域】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		4,549人	4,232人	3,925人	3,919人	3,926人
確保 方策	特定教育・保育施設※	1,437人	1,437人	1,565人	1,565人	1,565人
	確認を受けない幼稚園	4,855人	4,855人	4,555人	4,555人	4,555人
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	6,292人	6,292人	6,120人	6,120人	6,120人

※ 特定教育・保育施設とは、認定こども園、確認を受ける幼稚園及び認可保育園をいう。

○2号(学校教育利用希望が強い)

【北部】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		293人	293人	293人	293人	293人
確保 方策	特定教育・保育施設※	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園	293人	293人	293人	293人	293人
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	293人	293人	293人	293人	293人

【中央】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		448人	448人	448人	448人	448人
確保 方策	特定教育・保育施設※	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園	448人	448人	448人	448人	448人
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	448人	448人	448人	448人	448人

【南部・東部】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		564人	564人	564人	564人	564人
確保 方策	特定教育・保育施設※	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園	564人	564人	564人	564人	564人
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	564人	564人	564人	564人	564人

【市全域】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		1,305人	1,305人	1,305人	1,305人	1,305人
確保 方策	特定教育・保育施設※	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園	1,305人	1,305人	1,305人	1,305人	1,305人
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	1,305人	1,305人	1,305人	1,305人	1,305人

※ 特定教育・保育施設とは、認定こども園、確認を受ける幼稚園及び認可保育園をいう。

○2号(「学校教育利用希望が強い」以外)

【北部】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		1,494人	1,626人	1,754人	1,757人	1,754人
確保 方策	特定教育・保育施設※	1,731人	1,857人	1,911人	1,911人	1,911人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	283人	283人	283人	283人	283人
	計	2,014人	2,140人	2,194人	2,194人	2,194人

【中央】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		1,733人	1,844人	1,951人	1,953人	1,950人
確保 方策	特定教育・保育施設※	1,682人	1,790人	1,916人	1,916人	1,916人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	77人	77人	77人	77人	77人
	計	1,759人	1,867人	1,993人	1,993人	1,993人

【南部・東部】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		1,427人	1,501人	1,573人	1,574人	1,573人
確保 方策	特定教育・保育施設※	1,455人	1,509人	1,563人	1,563人	1,563人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	91人	91人	91人	91人	91人
	計	1,546人	1,600人	1,654人	1,654人	1,654人

【市全域】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		4,654人	4,971人	5,278人	5,284人	5,277人
確保 方策	特定教育・保育施設※	4,868人	5,156人	5,390人	5,390人	5,390人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	451人	451人	451人	451人	451人
	計	5,319人	5,607人	5,841人	5,841人	5,841人

※ 特定教育・保育施設とは、認定こども園及び認可保育園をいう。

○3号(0歳)

【北部】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		208人	231人	249人	250人	249人
確保 方策	特定教育・保育施設※1	200人	206人	212人	212人	212人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業※2	14人	14人	14人	14人	14人
	認可外保育施設	48人	54人	54人	54人	54人
	計	262人	274人	280人	280人	280人

【中央】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		222人	241人	255人	255人	255人
確保 方策	特定教育・保育施設※1	272人	284人	290人	290人	290人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業※2	15人	18人	21人	21人	21人
	認可外保育施設	48人	48人	48人	48人	48人
	計	335人	350人	359人	359人	359人

【南部・東部】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		163人	175人	183人	184人	183人
確保 方策	特定教育・保育施設※1	196人	202人	208人	208人	208人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業※2	3人	6人	9人	9人	9人
	認可外保育施設	14人	14人	14人	14人	14人
	計	213人	222人	231人	231人	231人

【市全域】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		593人	647人	687人	689人	687人
保育利用率		18.1%	19.8%	21.1%	21.2%	21.2%
確保 方策	特定教育・保育施設※1	668人	692人	710人	710人	710人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業※2	32人	38人	44人	44人	44人
	認可外保育施設	110人	116人	116人	116人	116人
	計	810人	846人	870人	870人	870人

※1 特定教育・保育施設とは、認定こども園及び認可保育園をいう。

※2 特定地域型保育事業とは、小規模保育事業A型、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。

○3号(1・2歳)

【北部】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		1,089人	1,183人	1,276人	1,277人	1,276人
確保 方策	特定教育・保育施設※1	848人	914人	944人	944人	944人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業※2	95人	95人	95人	95人	95人
	認可外保育施設	191人	239人	239人	239人	239人
	計	1,134人	1,248人	1,278人	1,278人	1,278人

【中央】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		1,189人	1,262人	1,335人	1,336人	1,335人
確保 方策	特定教育・保育施設※1	903人	963人	1,029人	1,029人	1,029人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業※2	76人	92人	108人	108人	108人
	認可外保育施設	219人	219人	219人	219人	219人
	計	1,198人	1,274人	1,356人	1,356人	1,356人

【南部・東部】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		895人	939人	984人	984人	984人
確保 方策	特定教育・保育施設※1	746人	776人	806人	806人	806人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業※2	35人	51人	67人	67人	67人
	認可外保育施設	124人	124人	124人	124人	124人
	計	905人	951人	997人	997人	997人

【市全域】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		3,173人	3,384人	3,595人	3,597人	3,595人
保育利用率		45.3%	48.2%	51.3%	51.4%	51.5%
確保 方策	特定教育・保育施設※1	2,497人	2,653人	2,779人	2,779人	2,779人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業※2	206人	238人	270人	270人	270人
	認可外保育施設	534人	582人	582人	582人	582人
	計	3,237人	3,473人	3,631人	3,631人	3,631人

※1 特定教育・保育施設とは、認定こども園及び認可保育園をいう。

※2 特定地域型保育事業とは、小規模保育事業A型、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。

[時間外保育事業]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	3,219人	3,212人	3,200人	3,204人	3,200人
確保方策	3,219人 (94か所)	3,212人 (100か所)	3,200人 (106か所)	3,204人 (106か所)	3,200人 (106か所)

[放課後児童健全育成事業(こどもルーム)]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	3,583人	3,711人	3,856人	3,955人	4,058人
1年生	1,249人	1,352人	1,398人	1,391人	1,441人
2年生	1,150人	1,133人	1,226人	1,268人	1,262人
3年生	790人	835人	824人	890人	921人
低学年計	3,189人	3,320人	3,448人	3,549人	3,624人
4年生	310人	306人	323人	319人	346人
5年生	61人	61人	61人	64人	63人
6年生	23人	24人	24人	23人	25人
高学年計	394人	391人	408人	406人	434人
確保方策	3,590人	3,720人	3,860人	3,960人	4,060人

施策 2 - (3) 教育・保育の質の確保・向上

■ 施策が目指す姿

乳幼児期の教育・保育が子どもの健やかな成長にとって重要なものであることを踏まえ、質の確保・向上に向けた取り組みを推進します。また、こどもルームについても児童が安全・安心に過ごせるよう、保育環境の向上を進めます。

■ 実現に向けて取り組むこと

① 幼稚園教諭・保育士の質の向上等

幼稚園教諭や保育士の人材育成に取り組むとともに、適正な保育環境を保ちます。また、保育士の労働環境へ配慮し、処遇改善事業を行います。

② 幼稚園教諭・保育士の確保

合同就職説明会や養成校へのPRなどを通じて幼稚園教諭・保育士の確保に努めます。

③ 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携

教育・保育施設は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業〔前掲*8<10ページ>〕を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行います。

④ 幼保こ小連携の推進

幼児期の教育・保育から小学校への円滑な接続のために、市内全ての幼稚園・認可保育園・認定こども園の参加のもと、幼児教育共同研究や幼保こ小連絡協議会を通して、相互理解や交流・情報交換を進め、より緊密な連携を図ります。また、幼保こ小連携研究委員会による子どもの生活や学びの連続性を踏まえた資料の作成及び幼児教育の重要性について啓発活動を推進します。

⑤ 各施設・事業者への指導監督の実施

教育・保育施設や地域型保育事業者のほか、教育・保育の無償化の対象となった認可外保育施設もその質が確保されるよう、立ち入り調査や巡回指導などの指導監督を行います。

⑥ こどもルームの保育環境の向上

指導員の研修や施設・設備の修繕・更新、運営状況の点検等により保育環境の向上を進めます。

■ 主な事業の年次計画

[幼稚園教諭・保育士の質の向上等]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
職員研修（合同研修含む）の実施				

[教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者等に対する適切な指導・助言]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
指導・助言の実施				

[幼稚園教諭・保育士の確保]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
事業者と行政による合同就職説明会などの実施				

[教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
教育・保育施設と地域型保育事業の相互の連携支援				

施策2 - (4) 子育て家庭の負担へのサポート

■ 施策が目指す姿

子育て家庭が安心して子育てにあたり、一人ひとりの子どもが健やかに育つことができるよう、家庭における様々な子育ての負担や不安、孤立感を和らげるための支援を、地域・社会で行います。

■ 実現に向けて取り組むこと

① 一時的な預かりの充実

保護者の就労や緊急時対応、リフレッシュしたいときなど多様な保育需要に対応した一時的な預かりを充実させます。

② 経済的負担の軽減

教育・保育の無償化を始め、医療費等の負担軽減を図るための助成を行うとともに、各種支援制度の周知を進めます。

■■ 取り組みのポイント ■■

- ◆ 子どもが健やかに育つためには、親子の間に「よりよい絆」が築かれていくことが大切です。そのためには、保護者が安心感を持って子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援が求められます。
- ◆ 子育て支援は保護者の子育てを肩代わりするものではなく、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者がときに子どもと離れる時間を持ったり経済的支援を受けたりすることで、安心感を持って子育てを行えるようにするものだということを、子育て当事者はもとより、地域・社会のすべての構成員が理解する必要があります。
- ◆ 乳幼児を育てる家庭が、頼れる知人や親族もなく子育てを行うことは、「孤育て」といわれるように、親にとって負担が大きい状況です。特に初めて子どもを持つ家庭や転入して間もない家庭はその傾向が強いことがうかがえます。父母ともに子育てにあたる家庭は増えているものの、長時間労働などにより子育てに関わりたくても関われない父親も多くいます。こうした状況の保護者が少なからずいることを念頭においた支援体制が必要です。

■ 主な事業の年次計画

[一時預かり事業 [前掲*3 <9ページ>] (幼稚園型)]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	157,039 人日/年	156,422 人日/年	155,517 人日/年	156,192 人日/年	156,220 人日/年
確保方策	157,039 人日/年	156,422 人日/年	155,517 人日/年	156,192 人日/年	156,220 人日/年

[一時預かり事業 (幼稚園型を除く)]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	18,917 人日/年	18,877 人日/年	18,808 人日/年	18,824 人日/年	18,808 人日/年
確保方策	14,400 人日/年	15,506 人日/年	16,625 人日/年	17,709 人日/年	18,808 人日/年

[ファミリー・サポート・センター事業 [前掲*4 <9ページ>]
(就学前児童対象)]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	7,116 人日/年	7,102 人日/年	7,076 人日/年	7,083 人日/年	7,075 人日/年
確保方策	7,116 人日/年	7,102 人日/年	7,076 人日/年	7,083 人日/年	7,075 人日/年

[ファミリー・サポート・センター事業 (就学後児童対象)]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	5,548 人日/年	5,537 人日/年	5,517 人日/年	5,523 人日/年	5,516 人日/年
確保方策	5,548 人日/年	5,537 人日/年	5,517 人日/年	5,523 人日/年	5,516 人日/年

[子育て短期支援事業 [前掲*1 <9ページ>]
(宿泊を伴うもの)]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	469 人日/年	468 人日/年	466 人日/年	467 人日/年	466 人日/年
確保方策	469 人日/年	468 人日/年	466 人日/年	467 人日/年	466 人日/年

[子育て短期支援事業 (宿泊を伴わないもの)]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	254 人日/年	253 人日/年	253 人日/年	253 人日/年	253 人日/年
確保方策	254 人日/年	253 人日/年	253 人日/年	253 人日/年	253 人日/年

[病児保育事業]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	2,437 人日/年	2,432 人日/年	2,423 人日/年	2,425 人日/年	2,423 人日/年
確保方策	1,450 人日/年 (2か所)	1,740 人日/年 (2か所)	1,740 人日/年 (2か所)	1,740 人日/年 (2か所)	2,610 人日/年 (3か所)

施策 2-(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

■ 施策が目指す姿

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、職業生活と家庭生活の両立に対する理解と協力を得るための啓発活動や各種制度の周知等を進めます。

■ 実現に向けて取り組むこと

ワーク・ライフ・バランスの推進は

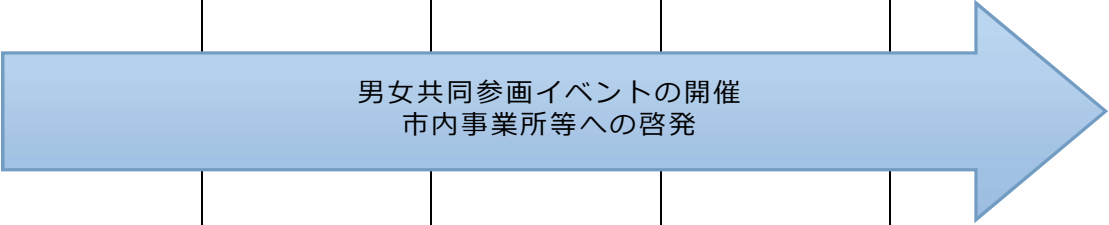
柏市男女共同参画推進計画

に基づいて取り組みます。

柏市男女共同参画推進計画の基本課題「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの啓発や、育児・介護休業制度に関する情報提供などを行います。

■ 主な事業の年次計画

[啓発イベント等]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
 <p>男女共同参画イベントの開催 市内事業所等への啓発</p>				

[計画策定・推進]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
 <p>第三次男女共同参画推進計画の推進（令和8年度まで）</p>				

施策3 - (1) 児童虐待の防止

■ 施策が目指す姿

児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応のため、関係機関の連携の強化や児童相談所の設置に向けた取り組みを推進します。

■ 実現に向けて取り組むこと

① 児童相談所*13の設置

市は妊娠時から切れ目のない支援を行っており、その社会資源を活かした児童相談所の設置に向け、検討を進めます。

② 子ども家庭総合支援拠点*14の運営

一般的な子育て相談から児童虐待の対応まで、子どもに関する相談・支援を一体的に行うため、こども福祉課を子ども家庭総合支援拠点に位置づけて、運営します。また、DV支援機関との連携や児童相談所の設置に合わせた組織や機能のあり方を検討します。

③ 要保護児童対策地域協議会による連携強化

支援が必要な家庭の様々な養育課題やニーズへ対応するため、福祉、医療、教育、保育、警察、民間団体等が参画する要保護児童対策地域協議会*15を運営し、各機関との連携強化を図ります。

■■ 取り組みのポイント ■■

- ◆ 児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあります。虐待対応では関係機関の連携が重要ですが、出生から子どもを見守ることができる市が児童相談所を設置することで、切れ目のない支援ができると期待されています。
- ◆ 支援にあたっては、虐待という認識を持たずに虐待してしまう、虐待をしてしまうことに苦しんでいる保護者がいるという視点が必要です。しつけと称した体罰であっても虐待であるという認識や通報の啓発だけに終わらずに、苦しむ保護者への支援もあわせて必要です。
- ◆ 虐待予防の観点で早期に支援を開始することも重要です。保護者の疾患、ストレスや経済的不安等がある家庭をできるだけ早く把握し、虐待に至る前に支援することが必要です。また、出産後の養育に不安がある妊婦がいる家庭は、母子保健や医療機関と連携して妊娠中から支援を開始することが求められます。

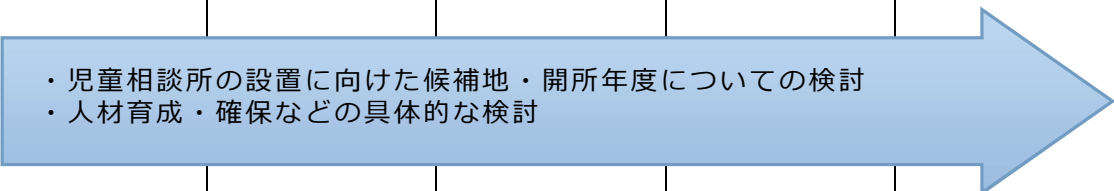
*13 児童相談所:18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、児童や保護者などからの相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う機関

*14 子ども家庭総合支援拠点:子どもとその家庭・妊産婦等を対象に、身近な場所で実情の把握、情報の提供、相談や関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点

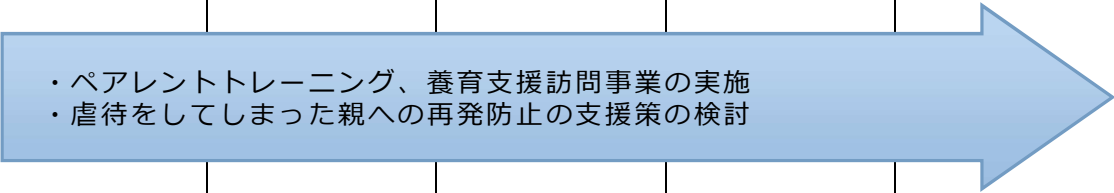
*15 要保護児童対策地域協議会:要保護児童等に関する情報、要保護児童や要支援児童・特定妊婦への適切な対応を図るために必要な情報交換を行い、支援の内容に関する協議を行う関係機関・団体が構成される組織

■ 主な事業の年次計画

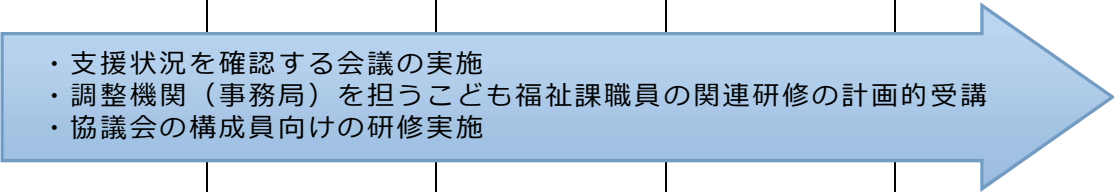
[児童相談所の設置検討]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の設置に向けた候補地・開所年度についての検討 ・人材育成・確保などの具体的な検討 				

[虐待の未然防止・再発防止のための親への支援]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
 <ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニング、養育支援訪問事業の実施 ・虐待をしてしまった親への再発防止の支援策の検討 				

[要保護児童対策地域協議会でのケース支援強化・資質向上]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
 <ul style="list-style-type: none"> ・支援状況を確認する会議の実施 ・調整機関（事務局）を担うこども福祉課職員の関連研修の計画的受講 ・協議会の構成員向けの研修実施 				

[養育支援訪問事業 [前掲*17 <25ページ>]]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	294 人日/年	322 人日/年	340 人日/年	340 人日/年	340 人日/年
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の専門職（保健師・助産師・保育士）の配置、子どもの養育に不安のある家庭への定期訪問 ・虐待の未然防止のための適切な養育知識や子どもとの関わり方の習得による対象家庭への支援 ・要保護児童対策地域協議会を通じた母子保健等の関係機関との連携による円滑な支援 				

施策3 - (2) 障害のある子どもへの支援

■ 施策が目指す姿

障害のある子どもが健全に育ち、障害の有無によって分け隔てられることなく、身近な地域で安心して生活できるようにするために、年齢や能力等に応じた適切な支援を行います。

■ 実現に向けて取り組むこと

① 早期発見・早期支援と継続的支援の充実

支援の必要な子どもが早期に発見され、支援につながるよう、母子保健事業や相談事業が連携するとともに、児童発達支援*16や放課後等デイサービス*17及びこどもルームでの受入れなど、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。また、医療的ケア児*18が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉・教育が連携した受入れ体制を確保するほか、教育及び療育の機会を確保するため支援体制を構築します。

② 総合的・一体的な障害児福祉施策の検討

児童相談所の設置検討に合わせて障害児福祉施策の総合的・一体的な推進体制について、検討を行います。また、こども発達センターのあり方を検討していきます。

■■ 取り組みのポイント ■■

- ◆ 平成28年の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により市町村は「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体的に定めることができることとされました。柏市では、現状は障害者基本法に基づく「障害者基本計画」とこれらをあわせて「ノーマライゼーションかしわプラン」として一体的に作成してきました。
- ◆ 検討を進めている児童相談所[前掲*13<36ページ>]が設置されると、障害児の入所に係る事務など障害児に係る市の業務が拡大します。これに向け、市では障害児施策を総合的・一体的に推進できるよう、児童相談所の検討と合わせて体制を見直し・検討していきます。また、支援に切れ目が生じないように、関係各部門が連携して施策に取り組みます。

*16 児童発達支援:障害のある子どもに対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う支援

*17 放課後等デイサービス:授業終了後や休校日に、児童発達支援センター等に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などを行う支援

*18 医療的ケア児:NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童

- ◆ 「ノーマライゼーションかしわプラン」では、障害児に係る各事業は、「柏市障害児福祉計画」において量の見込み等を定めることとされており、策定方法等も今後の体制の見直し・検討の中で合わせて検討していきます。

■ 主な事業の年次計画

(1) 相談

[発達相談]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
<p>発育や発達に不安や心配のある子どもについての相談と必要な支援体制の構築、官民事業所の連携に取り組みます。</p>				<p>第3期柏市障害児福祉計画により設定</p>

(2) 障害児通所支援

[児童発達支援]

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込み量	249人/月 (2,490人日/月)	<p>第2期柏市障害児福祉計画(第6期柏市障害福祉計画と一体的に令和2年度策定予定)により設定</p>			<p>第3期柏市障害児福祉計画により設定</p>

[放課後等デイサービス]

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込み量	784人/月 (7,056人日/月)	<p>第2期柏市障害児福祉計画(第6期柏市障害福祉計画として令和2年度策定予定)により設定</p>			<p>第3期柏市障害児福祉計画により設定</p>

(3) 支援体制の構築

[切れ目ない支援体制の見直し]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
<p>障害等により特別な支援が必要な0歳から18歳未満の子どもが、切れ目なく支援を受けられる体制の見直し</p>				

[障害児施策の総合的・一体的推進体制の構築]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
<p>児童相談所の設置に向けた、障害児施策の総合的・一体的な推進体制の検討・構築</p>				

施策3-(3) ひとり親家庭の自立支援

■ 施策が目指す姿

ひとり親家庭が自立し、親子がともに安心して生活を営み、将来へ向かうことができるよう、関係機関等の密接な連携のもと各種の支援策を進めます。

■ 実現に向けて取り組むこと

ひとり親家庭の自立支援は

柏市ひとり親家庭等自立促進計画

に基づいて取り組みます。

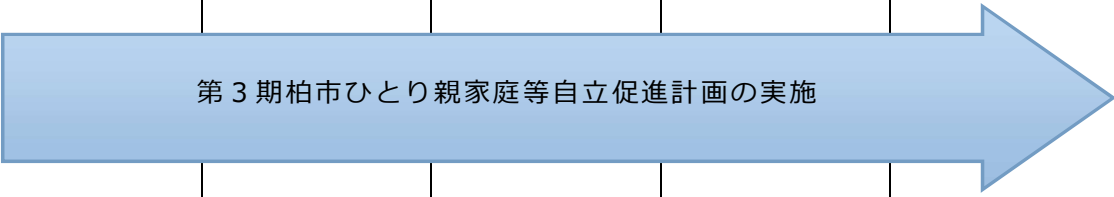
第3期柏市ひとり親家庭等自立促進計画（計画期間令和2年度～6年度）に基づき、「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保支援」「経済的支援」「相談支援」の5つの基本目標に向かって、総合的な自立支援を推進します。

■■ 取り組みのポイント ■■

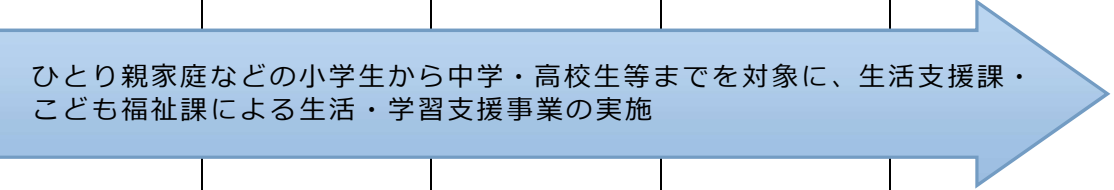
- ◆ ひとり親世帯の貧困率は50.8%と、2世帯に1世帯が相対的貧困の状況にあります（厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」）。このような経済的困窮にある世帯の子どもたちが、十分に教育を受けられず、子どもたちの世代も貧困に陥ってしまうという、いわゆる「貧困の連鎖」を断つ必要があります。
- ◆ 第3期柏市ひとり親家庭等自立促進計画では、基本理念に「すべてのひとり親家庭等に“あんしんの環”を」を掲げています。
- ◆ 5つの基本目標のもと、子どもの生活・学習支援の強化、ひとり親の自立に向けた資格取得の後押し、養育費相談の充実、各種手当の適正な給付、そしてこれらの土台である相談支援体制の強化に取り組めます。

■ 主な事業の年次計画

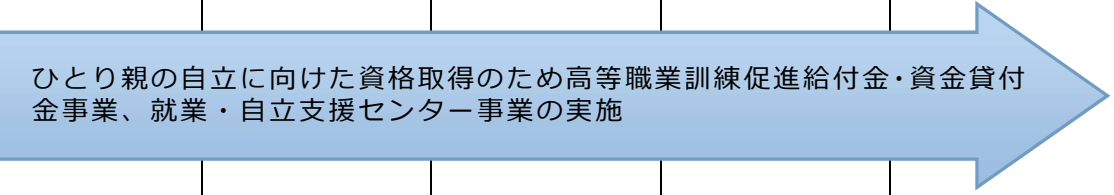
[柏市ひとり親家庭等自立促進計画の推進]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
 <p>第3期柏市ひとり親家庭等自立促進計画の実施</p>				

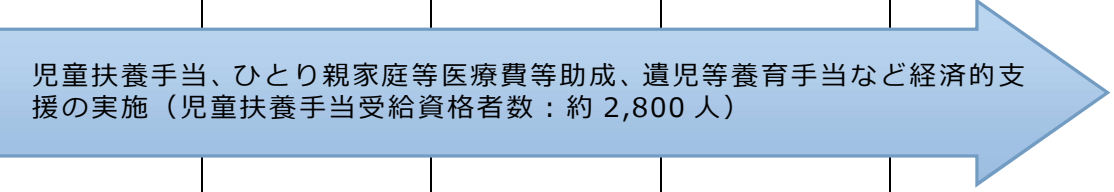
[生活・学習支援事業]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
 <p>ひとり親家庭などの小学生から中学・高校生等までを対象に、生活支援課・こども福祉課による生活・学習支援事業の実施</p>				

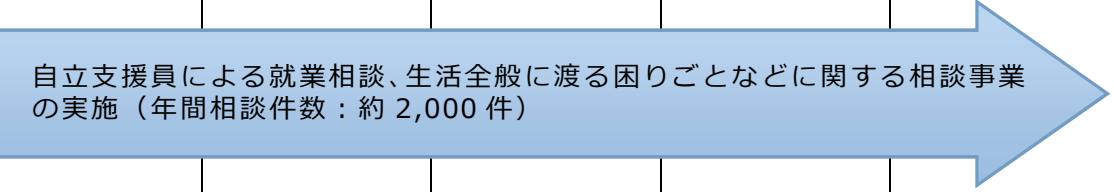
[就労支援事業]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
 <p>ひとり親の自立に向けた資格取得のため高等職業訓練促進給付金・資金貸付金事業、就業・自立支援センター事業の実施</p>				

[経済的支援事業]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
 <p>児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費等助成、遺児等養育手当など経済的支援の実施（児童扶養手当受給資格者数：約2,800人）</p>				

[母子・父子自立支援員相談事業]

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
 <p>自立支援員による就業相談、生活全般に渡る困りごとなどに関する相談事業の実施（年間相談件数：約2,000件）</p>				

施策 3 - (4) さまざまな環境にある子どもへの支援

■ 施策が目指す姿

貧困の状況にある子どもや外国につながる子どもなど、生まれ育った環境に左右されることなく子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。

■ 実現に向けて取り組むこと

① 子どもの貧困対策

「柏市子どもの貧困対策推進計画」に基づいて、「教育の支援」「生活の支援」「就労の支援」「経済的な支援」を柱として総合的な支援に取り組みます。

② 外国につながる子どもへの支援

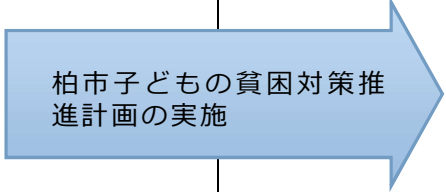
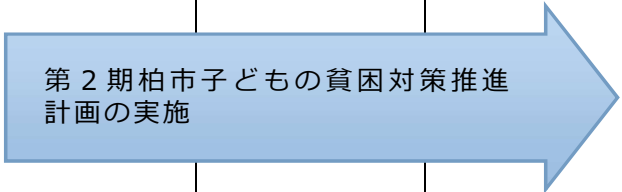
支援を必要としている外国につながる子どもが安心して、教育・保育施設や子育て支援のサービスを利用できるよう、外国語版等による情報提供に努めるとともに、利用者支援事業などにより各々の事情に応じた対応に努め、関連する部署との連携体制により支援を行います。

■■ 取り組みのポイント ■■

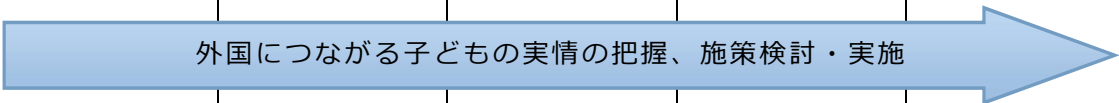

- ◆ 日本の子どもの7人に1人が相対的貧困の状況にあるといわれています。デリケートな問題でもあり、支援の手が届きにくいのも事実です。こうした部分に配慮しながら計画を進めていくことが必要です。
- ◆ 言語や文化・習慣などが異なることによって抱える課題は一人ひとり異なるはずです。子どもと保護者が安心して生活できるように、丁寧な対応が求められます。
- ◆ IT産業の発展や国際化・グローバル化が進む一方で、さまざまな社会問題がクローズアップされ、子どもが育つ環境はめまぐるしく変化し続けています。変わる社会の狭間で支援を求める子どもや家庭の声に耳を傾け、どんな支援ができるのかを行政と市民が連携して考えていかなくてはなりません。

■ 主な事業の年次計画

[柏市子どもの貧困対策推進計画の推進]

2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	
 <p>柏市子どもの貧困対策推進計画の実施</p>			 <p>第 2 期柏市子どもの貧困対策推進計画の実施</p>		

[外国につながる子どもへの支援]

2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
 <p>外国につながる子どもの実情の把握、施策検討・実施</p>				
 <p>外国人等に関する各機関との情報共有</p>				

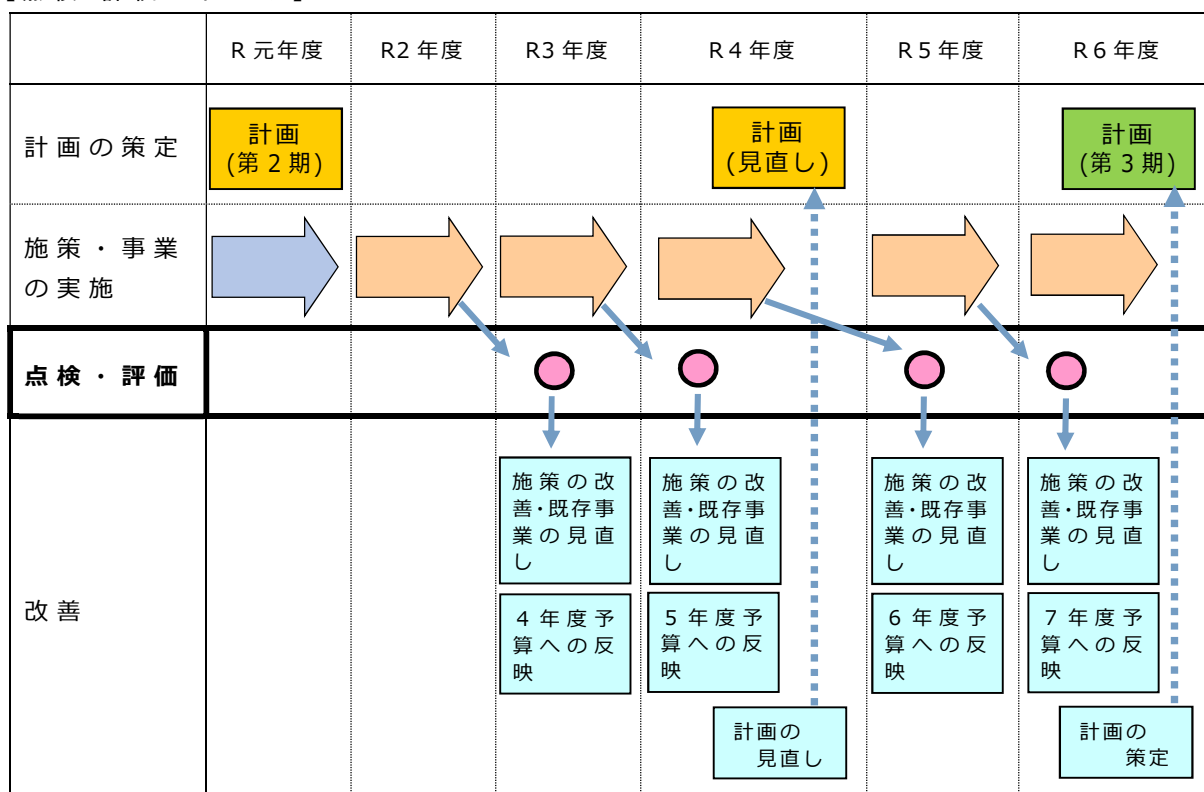
第 5 章 計画の推進に当たって

- 1 計画の進捗状況の点検・評価 ●
- 2 計画の推進体制 ●

1 計画の進捗状況の点検・評価

- ◆ 計画の着実な推進のために、毎年度、内部評価等により、計画の進捗状況を確認し、成果や課題を明らかにして施策の改善を図ります。このような点検・評価により、定期的な点検に基づく継続的な改善と、既存の体制・事業の見直しや再構築等を行います。
- ◆ 社会・経済情勢の変化などにより新たに検討が必要となる状況がある場合は、適時に検討を行い事業に反映させるなど、迅速かつ柔軟に対応していきます。特に、「量の見込み」と実態が大きく乖離するような場合には、計画期間の中間年を目安に計画内容の見直しを行います。

【点検・評価のイメージ】



2 計画の推進体制

- ◆ 計画の点検・評価や見直しに当たっては、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定により設置した「柏市子ども・子育て会議」の意見を聞くこととします。
- ◆ 柏市の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた子ども・子育て支援施策が実施できるよう、必要に応じて、「柏市健康福祉審議会児童健康福祉専門分科会」や「柏市幼児教育振興審議会」など他の附属機関とも連携しながら、「柏市子ども・子育て会議」における議論の活性化を図ります。
- ◆ 「柏市の子ども・子育て支援の方向性を市全体で共有し、地域社会の各々がその重要性を理解・協働し、その役割を果たす」との計画の目的を達成するため、ホームページやパンフレットによる情報発信や子ども・子育て関連事業の機会をとらえた説明などにより、広く市民へ計画の主旨や施策を共有します。